

石巻市中心市街地活性化基本計画が、 内閣総理大臣の認定を受けました

3月23日(火)、『中心市街地の活性化に関する法律』に基づき、「石巻市中心市街地活性化基本計画」が内閣総理大臣から認定を受けました。

市では、中心市街地の衰退傾向に歯止めをかけるとともに、なお一層の活力を取り戻すことを目的として、石巻市中心市街地活性化協議会をはじめ、民間事業者や市議会などの皆さんの意見、要望を取り入れながら基本計画の策定を進めてきました。

今後は、基本計画に掲載されている各種事業について、国の支援を受けながら、行政と民間事業者が一体となり、各種事業を推進し、「多様な都市機能を集積し、高齢化社会に対応した、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」の実現に向けて取り組んでいきます。



▲立町大通り商店街

中心市街地活性化の基本方針

【基本計画の目指す「まち」の姿】

彩り豊かな食と萬画のまち（市庁舎移転を契機とした市民との協働による中心市街地活性化）

【基本計画のコンセプト】

多様な都市機能を集積し、高齢化社会に対応した、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり

基本方針および事業計画 (主な取り組み事業)

■基本方針1

「萬画」「食・健康」「交流」による賑わいのあるまちづくり

◇市街地の整備改善

・市庁舎建設事業

・石ノ森萬画館リニューアル事業

・石巻健康センター「あいプラザ・石巻」活用事業

■基本方針2

石巻の良さを凝縮した中心市街地を楽しく回遊させるまちづくり

◇市街地の整備改善

・J R 石巻駅周辺整備事業

・道路整備事業（仮称 食彩通り整備事業）

・まちなか広場整備事業

・住吉公園整備事業

・川を活かしたまちづくり事業（旧丸光跡地利活用事業）

・マンガモニユメント整備事業

◇商業の活性化

・みなと石巻まちなか賑わい交流拠点事業

・活き活き・わくわく回遊事業

・中瀬民間開発事業

・立町大通り商店街振興組合アーケードリニューアル事業

・まちなか元気賑わい創出事業

・中心市街地活性化協議会支援事業（空き店舗活用調査など）

・マンガロード再生事業



▲マンガフラッグ

■基本方針3

安心して住み続けることができるまちづくり

◇住宅の供給および居住環境の改善

・地域優良賃貸住宅（高齢者型）供給促進事業

・地域住宅整備事業

・地域優良賃貸住宅（借上げ型）建設促進事業

◇一体的に整備する事業

・住民バス運行事業（山の手地区、水押・開北・大橋・水明地区）

計画期間 平成22年度～26年度（5カ年）

目標設定 現状値（平成20年度） ⇒ 目標値（平成26年度）

●集客施設による賑わい

698,118人 ⇒ 963,696人

●回遊する人による賑わい

18,129人 ⇒ 19,096人

●住む人による賑わい

3,176人 ⇒ 3,186人



▲石巻マンガロード完成記念セレモニー（4月3日(土)市役所前）

中心市街地活性化の必要性

本市の中心市街地は、港湾や北上川を生かし、江戸時代から商業、流通の拠点として繁栄してきた歴史があります。

しかし、近年の消費者の生活様式の変化やニーズの多様化、モータリゼーションの進展に伴う郊外型大型店の進出さらには、長引く景気の低迷などによって消費者の購買意欲が減少するなど、さまざまな問題を抱え、中心市街地の小売業の商品販売額は年々減少傾向にあります。



▲まちなか賑わい創出事業「なごみ庵」開店

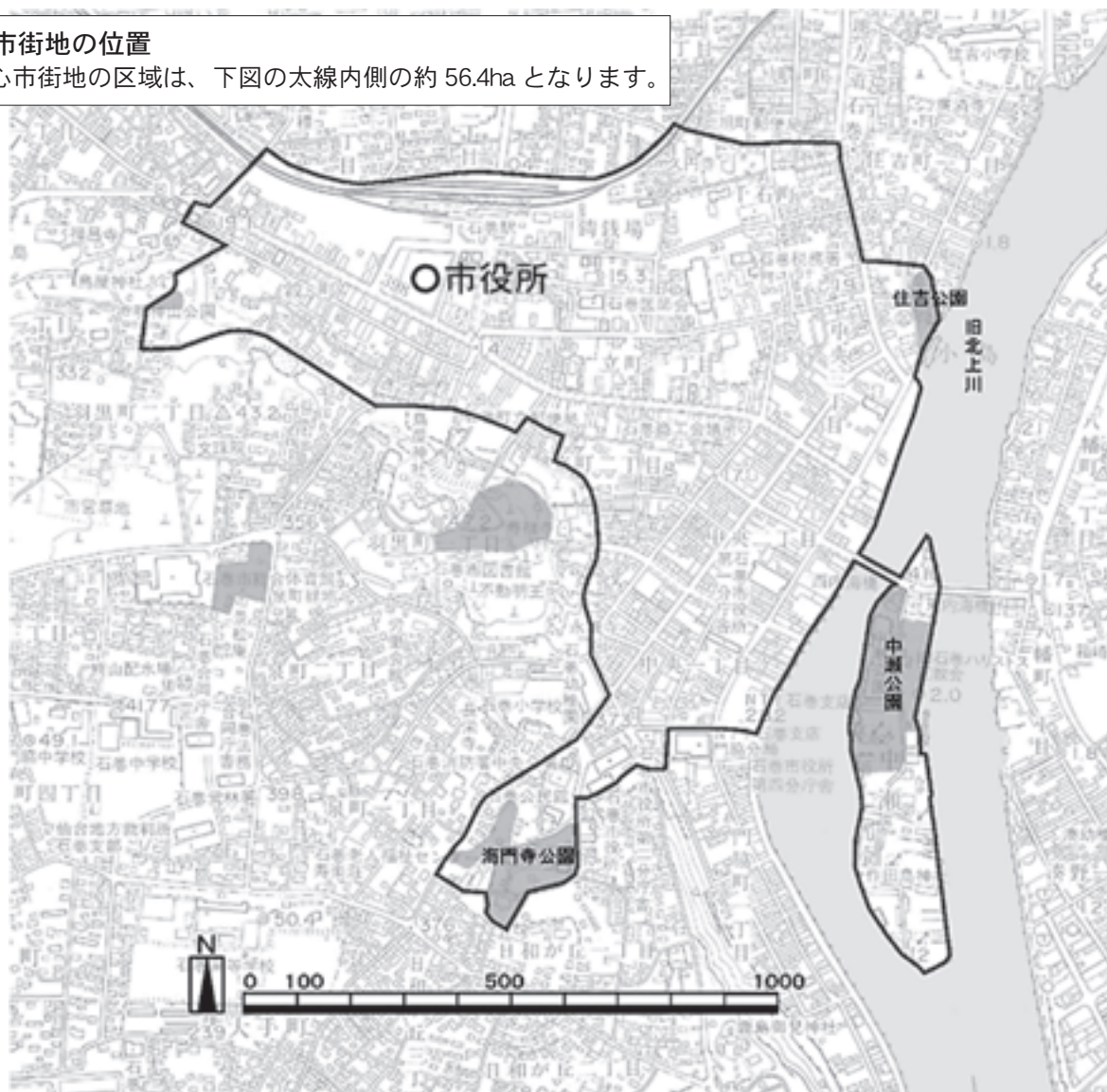
このような背景のなか、中心市街地は空き店舗や空き地を利用した駐車場が多くなり、休日でも買い物客が少ないなど、商業活力の低下が目立っており、県下第二の都市の顔としての中心市街地に賑わいを取り戻すことが急務となっています。

中心市街地は、単に買い物をする空間として存在するのではなく、そのまちに住む人々が生活し、交流し、楽しんできたという長い歴史のなかで創り出されてきたものであり、まちの文化を継承する場として維持していかなければならない空間であります。

これからの人口減少や高齢社会の時代を迎えるにあたり、歩ける範囲で生活できる空間の創造が求められていることから、中心市街地の商業機能のみならず、まちとして必要な「住む」・「働く」・「学ぶ」・「楽しむ」などの機能の集積と生活空間として再構築を図るとともに、業者と市民とが一体となったイベントの開催などを活用した中心市街地の活性化が必要です。

中心市街地の位置

中心市街地の区域は、下図の太線内側の約 56.4ha となります。



問 商工課 (内線 4252)